

令和8年度 江戸川区立南葛西学校 人権教育全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

人権尊重の精神をもとに、国際社会に貢献できる日本人の育成
①学び続ける人②思いやりのある人
③心身の健康に努力する人

目標策定の方針

「南中プライド」を活動の指針とする。
全職員が一員となって生徒・保護者に対応し、「あいさつ」ができ、朗らかな気質をもち、南中生であることを自覚し、安心安全で、学ぶことが楽しいと思える学校を築く。また、学校応援団の活動、ボランティア活動など地域・町会との親密な連携により、生徒の視野が広がり、知識が深まるようにする。

人権教育の目標

人権問題について正しく理解し、人権を尊重する心を持ち、温かく思いやりで満ちた人間関係を築いて、さまざまな人と共に生きる生徒を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握

相手を思いやる言葉がけができない生徒がいるので、そのつど言葉がけを行い、方向性を正している。一定の成果はできていると考える。

目指す児童・生徒像

人権意識を持ち、他者を尊重できる生徒

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・知識的側面（自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等への概念）
- ・価値的・態度的側面（自己についての肯定的態度、人権侵害を受けている人々への支援意識）
- ・技能的側面（他者の痛みや感情を共感的に受容できるための諸技能、能動的な傾聴姿勢）

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- 普遍的な視点からの取組
人権尊重の精神を踏まえ、教育活動全般を通して、『思いやり』の心・感謝の心や社会規範意識を守る健全な態度を育成する。
また、道徳的価値観及び、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的心情・判断力及び実践力を育成する。
- 個別的な視点からの取組
教育活動全般を通して、人権課題にかかわる差別意識の解消を目指し指導する。

学年・学級経営

- <第一学年> 自他のすばらしさや互いの違いを認め、よりよい人間関係作りを目指す。他人の痛みを感じ取り、身の周りの人権侵害に気づく力を育てる。
- <第二学年> 様々な偏見や問題に気づき、問題点として正しく理解し、判断できる力を育てる。相手の気持ちに寄り合い、お互いの人格を尊重しあうような人間関係を育てる。
- <第三学年> 人権問題について正しい理解力や判断力を持ち、公正、公平に社会を見る目を育てる。お互いの人格を尊重して、共に成長するような人間関係を育てる。

日常的な指導

規範意識の育成や豊かな人間づくり、自尊感情の形成など、人権感覚を育成するため、生活指導部から毎月「生活目標」を朝礼で発表、意識向上を図る。例えば、学校生活のきまり、集団の中での責任と協力、SNSでのトラブル回避方法などについて意識向上を図る。

教科等の指導

基礎・基本の徹底と自ら学ぶ意欲や能力の育成を図る。『分かる授業』を達成するために個に応じた多様な学習指導法を工夫することにより、学力の定着を目指す。言語活動を意図的に取り入れる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・教育活動すべてを通して行う。
- ・生徒の人間関係の中に差別的言動のない人権尊重の意識を高める。
- ・教育活動の中に、集団活動や人間関係のスキルトレーニングの場を設定することで、「他を認め合う」意識を育むとともに、自分も認められることで自己肯定感を持つことができるよう指示する。

教職員の研修

人権教育研究協議会、ブロック別連絡会、東京都教職員研修センター人権研修などに担当職員が参加した内容を、職員会議等でフィードバックし、情報の共有、人権意識向上を図る。

校種間の連携

公開授業、新入生説明会等で小学校との連携を図る。また小中連絡会やまた小中連絡会や兄弟姉妹関係の家庭事情資料における相互連絡を行う。

家庭・地域との連携

学校からの印刷物や保護者会、授業参観、行事見学を通して、学校の取り組みや生徒の実態を知らせ、理解と協力を求める。また他機関との連携を図る。（児童相談所、民生委員、警察等）